

犬山市地域防災計画 【地震災害対策編】 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1-1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第4節 市町村地域防災計画の作成又は修正	
第2章 本市の特質と災害要因	1-2
第1節 本市の自然条件	
第2節 本県市における既往の地震とその被害	
第3節 社会的条件	
第3章 被害想定及び減災効果	1-3
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震被害の予測及び減災効果	
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	1-4
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-5
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	2-1
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 建築物等の安全化	2-2
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財の保護	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章 都市の防災性の向上	2-3
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の促進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第4章 中山間地等における孤立対策	2-4
第1節 孤立危険地域の把握	
第2節 孤立への備え	
第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	2-5
第1節 土地利用の適正誘導	

第2節	液状化対策の推進	
第3節	宅地造成の規制誘導	
第4節	土砂災害の防止	
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	2-6
第7章	避難行動の促進対策	2-7
第1節	気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	2-8
第1節	避難所の指定・整備	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第9章	火災予防・危険性物質の防災対策	2-9
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第10章	広域応援・受援体制の整備	2-10
第1節	資料の整備	
第2節	広域応援体制の整備	
第3節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第4節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	2-11
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	
第12章	震災に関する調査研究の推進	2-12
	震災に関する調査研究の推進	

第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	3-1
第1節	災害対策本部の設置・運営	
第2節	職員の派遣要請	
第3節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	3-2
第1節	気象警報等の伝達	
第2節	避難の指示	
第3節	住民等の避難誘導	

第3章 災害情報の収集・伝達・広報	3-3
第1節 被害状況等の収集・伝達	
第2節 通信手段の確保	
第3節 広報	
第4章 応援協力・派遣要請	3-4
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	
第4節 ボランティアの受入	
第5節 防災活動拠点の確保	
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第5章 救出・救助対策	3-5
第1節 救出・救助活動	
第2節 航空機の活用	
第6章 消防活動・危険性物質対策	3-6
第1節 消防活動	
第2節 危険物施設対策計画	
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	3-7
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	3-8
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 鉄道施設対策	
第4節 緊急輸送手段の確保	
第9章 浸水対策	3-9
第1節 浸水対策	
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	3-10
第1節 避難所の開設・運営	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	3-11
第1節 給水	
第2節 食品の供給	
第3節 生活必需品の供給	
第4節 物資、資材調達計画	
第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	3-12
第1節 環境汚染防止対策	
第2節 地域安全対策	
第13章 遺体の取扱い	3-13

第1節	遺体の捜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第14章	ライフライン施設等の応急対策	3-14
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	下水道施設対策	
第5節	通信施設の応急措置	
第6節	郵便業務の応急措置	
第15章	住宅対策	3-15
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第16章	学校における対策	3-16
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	4-1
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	4-2
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	4-3
	災害廃棄物処理対策	
第4章	震災復興都市計画の手続き	4-4
第1節	第一次建築制限	
第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の生活再建等の支援	4-5
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	金融対策	
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	4-6
第1節	商工業の再建支援	

第2節 農林水産業の再建支援

第5編 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

1. 南海トラフ地震臨時位情報（調査中）が発表された場合の対応…………… 5-1
2. 南海トラフ地震臨時位情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応
3. 南海トラフ地震臨時位情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

別紙 東海地震に関する事前対策

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報…………… 別紙1

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

第2節 東海地震に関連する情報

第2章 地震災害警戒本部の設置等…………… 別紙2

第1節 地震災害警戒本部の設置等

第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

第3節 警戒宣言発令時等の広報

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配…………… 別紙3

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備

第4章 発災に備えた直前対策…………… 別紙4

第1節 避難対策

第2節 消防、浸水等対策

第3節 社会秩序の維持対策

第4節 道路交通対策

第5節 鉄道

第6節 バス

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

第8節 生活必需品の確保

第9節 金融対策

第10節 郵政事業対策

第11節 病院、診療所

第12節 百貨店等

第13節 緊急輸送

第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策…………… 別紙5

第1節 道路

第2節 河川及び海岸

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

第5節 工事中の建築物等に対する措置

第6章 他機関に対する応援要請…………… 別紙6

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

第2節 自衛隊の地震防災派遣

第7章 市民のとりべき措置 別紙7

第1節 家庭においてとりべき措置

第2節 職場においてとりべき措置